

令和7年度

玉村町空き家片付け補助金

☆ 空き家の片付け費用の一部を補助します ☆

片付け費用の1/2の額
最大10万円

空き家の有効活用及び流通を促進し、地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家の家財道具などの片付けを行う個人や地域自主組織などに対して、予算の範囲内において、片付け費用の一部を補助します。

補助対象空き家

- ・玉村町空き家バンクに登録されている住宅

補助対象経費

- ・家財道具などの処分費用
- ・家電リサイクル法により指定された家電製品の処分費用
- ・片付けと一緒に行う敷地内の樹木の伐採や処分の費用
- ・処分に係る運搬費用
- ・処分と運搬を業者に委託する場合は、その委託費用

補助対象者

次の①②③のいずれかに該当する人で、アイウエオの全ての要件を満たす人

- ① 空き家バンクに登録された空き家の所有者（法人は対象外）
- ② 空き家バンクを利用して空き家を購入若しくは2年以上の賃貸借契約を締結し、片付け実施後、購入者若しくは賃借者本人が2年以上、住居または店舗として使用する個人（配偶者若しくは3親等以内の親族間の購入又は賃借は対象となりません。）
- ③ 空き家バンクを利用して空き家を購入若しくは2年以上の賃貸借契約を締結し、片付け実施後、購入者若しくは賃借者本人が2年以上、地域における社会貢献活動の場所として使用する地域自主組織またはNPO法人

①
②
③
の
い
ず
れ
か
の
人

- ア** 空き家の購入日又は賃貸借契約日から1年を経過していないこと。（②と③の人の場合）
- イ** 本人及びその属する世帯の全員が、町税等を滞納していないこと。
- ウ** 過去にこの補助金を受けていないこと。
- エ** 店舗又は地域における社会貢献活動の場所として使用する場合は、用途及び使用目的が各種法令に違反しないこと。
- オ** 暴力団員又は暴力団員と密接な関係者でないこと。

全
て
を
満
た
す
こ
と

※店舗又は地域における社会貢献活動の場所として使用する場合、次の事業には、補助金を交付しません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- ・宗教活動、政治活動、選挙活動又は社会運動を目的とする事業
- ・継続的な運営が見込めない事業
- ・町長が補助金の目的に合致しないと認める事業

注意事項

- ・申請方法や要件について、詳しくは町ホームページをご覧ください。また、補助金の対象になるか、事前にご相談ください。
- ・申請期間 5月1日(木)～予算到達次第終了(土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)
- ・申請書等は役場の都市建設課窓口へ直接提出してください。（郵送等では受付できません。）

申請・問い合わせ先 玉村町都市建設課（役場2階 ①番窓口） TEL：0270-64-7707（直通）